



福岡医発第11号(地)
令和5年4月4日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 蓮澤 浩明
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について(再周知)

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い規定の接種時期に定期接種を行うことができず接種を延期されていた方が、規定の接種時期ではない時期に接種を行った場合についても、定期接種として取り扱われ得ること等の対応については、日本医師会より貴会宛てにもご連絡がされていることと存じます(令和2年3月26日付(健Ⅱ342F)参照)。

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)宛に標記の事務連絡が発出されるとともに本会に対しても日本医師会を通じて連絡がありました。

本件は、本年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更が予定されていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い定期接種を延期された方については、接種可能になった後、できる限り早期の接種が望ましいことから、各自治体に対して、地域の実情に応じて必要な接種が行われるよう、下記のとおり定期の予防接種の取扱いに配慮することを求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1 予防接種法の規定による定期の予防接種については、ワクチンで防げる感染症の発生及びまん延を予防する観点から非常に重要であり、感染しやすい年齢を考慮して感染症ごとに接種年齢を定めて実施しているものであることから、基本的には引き続き実施すること。特に乳児の予防接種を延期すると、感染症に罹患するリスクが高い状態となることから、関係者と協力して接種機会の確保を図る必要があること。

実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、予防接種を実施する医療機関等において、例えば、被接種者及びその保護者が、疾病の診療目的で来院した患者と接触しないよう、時間帯又は場所を分けるなどの配慮を行うとともに、器具や従事者を介した院内感染の防止についても適切な対応をとること。

- 2 定期接種の接種時期については、予防接種法施行令に規定されているが、今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、地域の実情に応じ、上記1の対応に当たって困難を来す場合や、特に高齢者への接種や追加接種に当たって、接種のための受診による感染症への罹患のリスクが、予防接種を延期することによるリスクよりも高いと考えられる場合等、規定の接種時期に定期接種ができない相当な理由があると市区町村が判断し、やむを得ず規定の接種時期を超えて定期接種を行った者については、予防接種法施行規則におけるやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に該当するものと取り扱って差し支えないこと。

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について（再周知）

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い規定の接種時期に定期接種を行うことができず接種を延期されていた方が、規定の接種時期ではない時期に接種を行った場合についても、定期接種として取り扱われ得ること等の対応については、[令和 2 年 3 月 26 日付（健Ⅱ 342F）](#)をもって貴会宛ご連絡いたしました。

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本事務連絡は、本年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更が予定されていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い接種を延期された方については、接種可能になった後、できる限り早期の接種が望ましい旨、連絡するものです。

再周知に係る対応の概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

記

- 1 予防接種法の規定による定期の予防接種については、ワクチンで防げる感染症の発生及びまん延を予防する観点から非常に重要であり、感染しやすい年齢を考慮して感染症ごとに接種年齢を定めて実施しているものであることから、基本的には引き続き実施すること。特に乳児の予防接種を延期すると、感染症に罹患するリスクが高い状態となることから、関係者と協力して接種機会の確保を図る必要があること。

実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、予防接種を実施する医療機関等において、例えば、被接種者及びその保護者が、疾病の診療目的で来院した患者と接触しないよう、時間帯又は場所を分けるなどの配慮を行うとともに、器具や従事者を介した院内感染の防止についても適切な対応をとること。

- 2 定期接種の接種時期については、予防接種法施行令に規定されているが、今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、地域の実情に応じ、上記 1 の対応に当たって困難を来す場合や、特に高齢者への接種や追加接種に当たって、接種のための受診による感染症への罹患のリスクが、予防接種を延期することによるリスクよりも高いと考えられる場合等、規定の接種時期に定期接種ができない相当な理由があると市区町村が判断し、やむを得ず規定の接種時期を超えて定期接種を行った者については、予防接種法施行規則におけるやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に該当するものと取り扱って差し支えないこと。

事 務 連 絡
令和5年3月17日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る
対応について（再周知）

予防接種行政につきまして、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
定期の予防接種の実施については、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について」（令和2年3月19日付け事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い規定の接種時期に定期接種を行うことができず接種を延期されていた方が、規定の接種時期ではない時期に接種を行った場合についても、定期接種として取り扱われ得ること等を、周知してきたところです。

本年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更が予定されており、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い接種を延期された方については、接種可能になった後、できる限り早期の接種が望ましいところですので、各自治体におかれは、地域の実情に応じて必要な接種が行われるよう、定期の予防接種の取扱いにご配慮いただくとともに、管内の医療機関に対し、改めて周知いただきますよう、お願いいたします。

以上

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 19 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について

今般、新型コロナウイルス感染症について、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和 2 年 2 月 25 日。以下「基本方針」という。）が決定されたところです。

各地方自治体における予防接種担当部局においては、基本方針の趣旨に留意するとともに、予防接種事業等について、下記に留意の上、適切な対応をお願いいたします。また、都道府県においては、管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。以下同じ。）への周知をお願いします。

記

- 1 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による定期の予防接種（以下「定期接種」という。）については、ワクチンで防げる感染症の発生及びまん延を予防する観点から非常に重要であり、感染しやすい年齢を考慮して感染症ごとに接種年齢を定めて実施しているものであることから、基本的には引き続き実施すること。特に乳児の予防接種を延期すると、感染症に罹患するリスクが高い状態となることから、関係者と協力して接種機会の確保を図る必要があること。

実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、予防接種を実施する医療機関等において、例えば、被接種者及びその保護者が、疾病の診療目的で来院した患者と接触しないよう、時間帯又は場所を分けるなどの配慮を行うとともに、器具や従事者を介した院内感染の防止についても適切な対応を取ること。

- 2 定期接種の接種時期については、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 1 条の 3 第 1 項に規定されているが、今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、地域の実情に応じ、上記 1 の対応に当たって困難を来す場合や、特に高齢者への接種や追加接種に当たって、接種のための受診による感染症への罹患のリスクが、予防接種を延期

することによるリスクよりも高いと考えられる場合等、規定の接種時期に定期接種ができない相当な理由があると市町村が判断し、やむを得ず規定の接種時期を超えて定期接種を行った者については、予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）第 2 条の 5 第 3 号に該当するものと取り扱って差し支えないこと。

- 3 上記 2 により、規定の接種時期を超えて接種を行った場合について、定期接種実施要領 20（5）に係る厚生労働省への報告については、1 件ごとの報告は不要であり、年度ごとに、ワクチンごとの接種件数及び人数をまとめて、都道府県を通じて翌年度の 6 月 30 日までに報告すること。様式については、別途お示しする予定である。

（参考）厚生労働省HP 「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html